

## 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定要領

制 定：平成12年8月3日

最終改訂：平成27年8月27日

### 1 目 的

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号。以下「令」という。）及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号。以下「施行規則」という。）並びに持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について（平成11年10月25日11農産第6789号農林水産省農産園芸局長通達。以下「施行通達」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 2 導入計画の認定申請

#### (1) 認定の対象となる農業者

認定の対象となる者は、法第4条第1項及び施行通達第7条第2項に基づく農業経営の主体である者で「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成12年3月24日付け流通第689号。以下「導入指針」という。）に示した次に掲げる作物ごとの3つの技術のすべてを用いて（それぞれの技術ごとに1つ以上、農林水産省令で定める具体的な技術）農業を営む者とする。

ア たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いもの（たい肥等施用技術）

イ 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの（化学肥料低減技術）

ウ 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもの（化学農薬低減技術）

#### (2) 導入計画の様式

導入計画の様式は、別記第1号様式とする。

#### (3) 認定の申請

ア 農業協同組合の組合員で導入計画の認定を申請しようとする者（以下「組合申請者」という。）は、別記第2号様式の認定申請書に導入計画を添付し、農業協同組合長に提出するものとする。農業協同組合員外の者で導入計画の認定を申請しようとする者（以下「員外申請者」という。）は、別記第2号様式の認定申請書に導入計画を添付し、市町村長に提出するものとする。なお、事前に農業改良普及センター所長又は支所長（以下「普及センター所長等」という。）の指導・助言を受け、導入計画の達成が見込まれると認められていることとする。

イ 組合申請者からアにより認定申請書の提出を受けた農業協同組合長は、普及センター所長等の指導・助言を受け、導入計画の達成が見込まれると認められるときは、別記第3号様式により当該申請者が住所を有する市町村長へ送付するものとする。

ウ 市町村長は認定申請書の提出があった場合は、必要に応じ現地調査を実施し、導入計画の内容を確認の上、別記第4号様式により総合振興局長または振興局長（以下「総合振興局長等」という。）へ提出するものとする。

エ 普及センター所長等は、必要に応じ現地調査を実施し、導入計画に対する助言・指導を行うとともに導入計画の達成の見込み等の意見を導入計画の欄に記入するものとする。

### 3 導入計画の認定等

#### (1) 導入計画の認定

ア 法第4条に基づく導入計画の認定は、総合振興局長等が行うものとする。

イ 総合振興局長等は、組合申請者の施行規則第4条及び施行通達第7条の第4項の導入計画の認定基準に適合するものと認めた場合は、別記第5号様式にその認定を行うものとする。

#### (2) 認定の通知

ア 総合振興局長等は、組合申請者の導入計画の認定を行ったときは、計画認定証（別記6号様式）を別記7号様式により農業協同組合を經由して申請者に交付するものとする。また、総合振興局長等は、員外申請者の導入計画の認定を行ったときは、計画認定証（別記6号様式）を直接申請者に交付するものとする。

イ 総合振興局長等は認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）について、別記8号様式により、市町村長及び普及センター所長等へ通知するものとする。

ウ 総合振興局長等は、認定農業者を認定農業者台帳（別記第10号様式）に記入の上、保管するものとする。

エ 総合振興局長等は、導入計画の認定を行うことが適当でないと認める者については、その旨を申請者、市町村長、農業協同組合長（組合申請者のみ）及び普及センター所長等へ通知するものとする。

### 4 導入計画の変更・更新等

(1) 認定農業者は、当該認定に係る導入計画を変更・更新しようとするときは、2の(3)に準じ、変更・更新の認定を受けなければならない。

(2) 総合振興局長等は、3の(1)の規定により、認定を受けた導入計画（4の(1)の規定による変更・更新の認定があったときは、その変更・更新後のもの。）に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

(3) 4の(2)の規定は、3の(2)のエの認定を準用するものとする。

### 5 報告徴収

総合振興局長等は必要に応じ認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について、報告を求めることができる。

### 6 導入計画の指導等

(1) 総合振興局長等は、市町村長、農業協同組合長（組合申請者のみ）及び普及センター所長等関係機関、団体と十分連携して、申請者に対して、導入計画の策定及び認定導入計画が達成されるよう積極的に必要な助言・指導に努めるものとする。

(2) 市町村長は、法の円滑な運用を図るため、市町村クリーン農業推進協議会などを通じて認定農業者の育成を努めるとともに、補助事業の活用等による啓発指導、たい肥施設等共同利用施設の整備等による認定農業者への支援に努めるものとする。

### 7 その他

この要領に定めのない事項は、別途、北海道農政部食の安全推進監が定める。

#### 附則

この要領は、平成12年8月3日から適用する。

この要領は、平成21年10月1日から適用する。

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年6月1日から適用する。

この要領は、平成27年8月27日から適用する。

(別記第1号様式)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画  
(目標：平成 年度)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人 (うち専従者 人)		女 人 (うち専従者 人)		

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標年(年)
生産方式導入作物		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
小計						
その他作物						
合計						

注1 目標年は、原則として5年後とすること。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収 量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数	
			現状	目標
	現 状	有機質資材施用技術	現状	t / 10a ----- kgN / 10a
			目標	t / 10a ----- kgN / 10a
	kg / 10a 目 標	化学肥料低減技術	現状	----- kgN / 10a
			目標	kgN / 10a
	kg / 10a	化学農薬低減技術	現状	----- 回
			目標	回
	現 状	有機質資材施用技術	現状	t / 10a ----- kgN / 10a
			目標	t / 10a ----- kgN / 10a
	kg / 10a 目 標	化学肥料低減技術	現状	----- kgN / 10a
			目標	kgN / 10a
	kg / 10a	化学農薬低減技術	現状	----- 回
			目標	回
	現 状	有機質資材施用技術	現状	t / 10a ----- kgN / 10a
			目標	t / 10a ----- kgN / 10a
	kg / 10a 目 標	化学肥料低減技術	現状	----- kgN / 10a
			目標	kgN / 10a
	kg / 10a	化学農薬低減技術	現状	----- 回
			目標	回

注 1 「収量」については、「現状」に過去 5 年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する技術をいう。

3 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C / N 比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。

4 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。

5 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。

6 「資材の使用の量・回数」には、現行の生産方式における使用の量・回数及び目標の生産方式における使用の量・回数を記入すること。

①有機質資材施用技術においては、1 作当たりの施用量及び窒素投入量

②化学肥料低減技術においては、1 作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量

③化学農薬低減技術においては、1 作当たりの農薬の使用回数の合計

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物		
合 計		

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標達成のために必要な施設の設置、機械の購入その他措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
現 状		t	t	
目 標				

注 1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくずたい肥）を記入すること。

2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種類・能力	台 数	種類・能力	台 数	実施時期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金 額	償還条件等	実施時期	備 考
		千円			
合 計					

注 1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。

3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。

4 「償還条件等」には、償還期間（据置期間を含む。）及び据置期間を記入すること。

5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

--

注 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入する。

4 導入計画の作成に当たっての指導・助言及び導入計画の達成の見込み等に対する農業改良普及センター（支）所長の意見

項 目	意 見
① 導入指針に照らし適切なものであるかどうか。	
② 技術的にみて、実践可能なものであるかどうか。	
③ 無理のない計画であるかどうか。	
④ その他必要と思われる事項	
⑤ 総合的な判断	

平成 年 月 日

〇〇農業改良普及センター  
所長

[添付資料]

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

(別記第2号様式)

**持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書**

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては法人名)  
生年月日  
(法人にあつては設立年月日)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する認定要領2の(3)(変更の場合は、認定要領4の(1))の規定により、導入計画の(変更)認定を受けたいので、導入計画を添えて申請します。

添付書類

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

(別記第3号様式)

**持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定進達書**

第 号  
平成 年 月 日

市 町 村 長 様

農業協同組合長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する認定要領2の(3)(変更の場合は、認定要領4の(1))の規定により、関係書類を添えて進達します。

添付書類

計画認定申請書



(別記第4号様式)

**持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定進達書**

第 号  
平成 年 月 日

(総合)振興局長 様

市 町 村 長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する認定要領2の(3)(変更の場合は、認定要領4の(1))の規定により、関係書類を添えて進達します。

添付書類

計画認定申請書

(別記第 5 号様式)

第 号  
平成 年 月 日

農業協同組合長 様

(総合)振興局長

**持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定について**

このことについて、持続性の高い農業生産方式の導入に関する認定要領 3 の ( 1 ) ( 変更の場合は、認定要領 4 の ( 1 ) ) の規定により、認定しましたので、申請者に認定証を交付願います。

(別記第6号様式)

〇〇第 号

## 持続性の高い農業生産方式の 導入に関する計画認定証

住 所  
氏 名

(法人にあっては法人名)

あなたから申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第3条の規定に基づく「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」及び同法施行規則第4条の導入計画の認定基準に照らし、適当と認められるので、同法第4条第3項の規定に基づき認定します。

### ○ 認定作物名

(平成26年6月11日付け北海道における「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」の作物名を記載する。)

平成 年 月 日

北海道知事

(別記第7号様式)

第 号  
平成 年 月 日

様

農業協同組合長

**持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定について**

このことについて、持続性の高い農業生産方式の導入に関する認定要領3の(1)(変更の場合は、認定要領4の(1))の規定により、認定されましたので、認定証を交付します。

(別記第 8 号様式)

第 平成 年 月 日 号

市 町 村 長 様  
農業改良普及センター所長

(総合)振興局長

**持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定について**

このことについて、持続性の高い農業生産方式の導入に関する認定要領 3 の ( 1 ) ( 変更の場合は、認定要領 4 の ( 1 ) ) の規定により、次のとおり導入計画を ( 変更 ) 認定しましたので、通知します。

記

氏 名	住 所	認定作物名	認定番号	認定年月日

(注) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定証の写しを添付すること。

